

渋谷区分別収集計画

第11期（令和8年度～令和12年度）

渋谷区分別収集計画

—第 1 1 期—

令和 7 年 8 月

1 計画策定の意義

渋谷区では、これまで、不燃ごみの月 1 回収集、衣類や小型家電、おもちゃ、食器・調理器具等の拠点回収、フードドライブを行い、ごみ削減に一定の成果をあげてきた。しかし、現在、年間約 4 万 4 千トン（令和 6 年度）のごみが発生しており、最終処分場のひっ迫、環境問題などを考えると更なるごみの減量と持続可能な循環型社会への推進が求められる。

このような状況の中、より一層のごみ減量を実現し、持続可能な循環型社会への推進の為に、一般廃棄物の中でも大きな割合を占める容器包装廃棄物に着目し、区民・事業者・区が協働しながら、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むことが必要である。その中でも特に「リデュース」を最も重要として、「もったいない」を基本にしたライフスタイルに見直さなければならない。

渋谷区では従来の取り組みに加え、令和 4 年 7 月から、これまで可燃ごみとして収集していた容器包装プラスチックを含むプラスチックを資源として回収することで、ごみの減量や持続可能な循環型社会の形成に向けた更なる取り組みを進めているところである。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、資源回収事業の拡大・充実を促進していくとともに、最終的にはごみ処分量を削減することを目的とし、一般廃棄物の中で大きな割合を占め、再生資源としての利用が可能な容器包装廃棄物について、区民・事業者・区の役割を明確にし、三者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①資源循環型社会の形成を基本とした、3R に対する関心・意識の向上を図る。
- ②全ての関係者が参加し、取り組みやすい資源回収体制の整備を図る。
- ③集団回収団体や事業所等の民間による、リサイクルについての支援を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とする。なお、本計画は 3 年ごとに 5 年を一期とする計画を定めるものである。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	17,201t	17,090t	16,988t	16,892t	16,805t
製品プラスチック	763t	771t	778t	786t	794t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、区・区民・事業者・再生事業者等の役割分担を明確にし、それぞれが責任を果たし、互いを理解しながら、強み弱みを補いあいながら協働していくことを図る。

（1）普及啓発活動の充実

3Rの中でも特に重要とされるリデュース、リユースに重点を置いたライフスタイルを推し進める為に、区民、事業者の意識向上を図っていく。啓発冊子の発行、渋谷区ごみ・資源分別アプリ、区ニュースへの掲載、ホームページでの広報・SNS等を通じて、排出抑制、分別収集、再生利用の促進についての意識の向上を図る。また、施設見学会や環境学習などの各種イベントを通して、区民、事業者の意識改革を進める。

（2）区民一人ひとりの取り組み

区民は買い物の際にマイバッグを持参し、レジ袋や不要な包装を断る。衝動買いはせず、必要なものを必要な分だけ購入する。また、簡易包装商品や詰め替え可能な商品の選択、繰り返し使えるものを積極的に購入するなど、一人ひとりが日常生活の中で3Rに取り組む。容器包装廃棄物の減量に向けて、ライフスタイルの見直し、3Rに対する意識の向上を図り、ごみ減量への工夫を行っていく。

（3）事業者による取り組み

渋谷区は他の自治体と比べて、事業者から排出される廃棄物の割合が多く、また、渋谷駅周辺をはじめ区内の再開発は引き続き行われており、それに伴うごみ発生量増加が懸念されるため、事業者による、より一層の取組が重要になってくる。事業者は資源の自主回収・再資源化の実施による再利用率の向上を目指す。製造事業者は自らが製造する製品に責任を持ち、リターナブル容器を使用した商品や再生製品の製造・販売など工夫を行う。また、小売事業者については、店頭において容器包装廃棄物の減量の為に、マイバッグキャンペーンの実施など、レジ袋や包装の削減に向けての工夫を行う。環境配慮型の事業活動への転換を図り、3Rに取り組むとともに、自らの責任でごみ処理を進めて行く。

（4）拠点回収の充実

区民の利便性を確保するため、回収拠点の増加、回収品目の追加等を検討していくことで、さらなる排出抑制、再生利用の促進を図る。また、各種情報媒体による区民への情報提供を充実させ、拠点回収の活用を促進する。

（５）集団回収団体への支援、拡大

区民で構成されている集団回収団体に対して、助成金の交付、用具の貸出し等の支援や優良団体への表彰を行うことで、集団回収に対する意欲を高め、より多くの資源を回収し容器包装廃棄物の排出抑制を図る。また、未実施の町会、マンションなどへの働きかけや各種情報媒体による区民への情報発信を行い、集団回収を拡大する。

７ 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
（法第8条第2項第3号）

本区における資源回収体制、ストックヤードや処理施設の整備状況を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、区民の協力度、意識・関心の高さ、回収場所の現状等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 }	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック 白色の発泡スチロール製食品トレイ
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	194 t		181 t		170 t		159 t		148 t	
主としてアルミ製の容器	391 t		381 t		371 t		362 t		353 t	
無色のガラス製容器	863 t		803 t		748 t		696 t		648 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 863 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 803 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 748 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 696 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 648 t
茶色のガラス製容器	286 t		266 t		247 t		230 t		214 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 286 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 266 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 247 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 230 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 214 t
その他のガラス製容器	1,342 t		1,302 t		1,263 t		1,225 t		1,188 t	
	(引渡) 1,235 t	(独自処理) 107 t	(引渡) 1,198 t	(独自処理) 104 t	(引渡) 1,162 t	(独自処理) 101 t	(引渡) 1,127 t	(独自処理) 98 t	(引渡) 1,093 t	(独自処理) 95 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	7 t		8 t		9 t		9 t		10 t	
主として段ボール製の容器	4,917 t		4,893 t		4,868 t		4,844 t		4,820 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	1,332 t		1,346 t		1,359 t		1,373 t		1,386 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 1,332 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1,346 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1,359 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1,373 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1,386 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,781 t		1,799 t		1,817 t		1,835 t		1,853 t	
	(引渡) 1,780 t	(独自処理) 1 t	(引渡) 1,798 t	(独自処理) 1 t	(引渡) 1,816 t	(独自処理) 1 t	(引渡) 1,834 t	(独自処理) 1 t	(引渡) 1,852 t	(独自処理) 1 t
	(うち白色トレイ)	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
	(引渡) 0 t	(独自処理) 1 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1 t
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	763 t		771 t		778 t		786 t		794 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 763 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 771 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 778 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 786 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 794 t

※容器包装・製品プラスチックについては、令和4年7月より分別回収開始。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、項目ごと、最新のごみ量、資源量を元に、ごみの組成分析報告及び人口変動率等を勘案し算定した。

また人口変動率は、「渋谷区人口ビジョン ―令和2年度改定版―」より各年の推計値を係数化し、次のとおり設定する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
238,157 人 (対前年度比) +0.4%	239,098 人 (対前年度比) +0.4%	240,040 人 (対前年度比) +0.4%	240,981 人 (対前年度比) +0.4%	241,923 人 (対前年度比) +0.4%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の清掃事業における収集体制及び民間委託の活用により収集する。なお、本計画は、拠点回収および渋谷区が支援している集団回収も含めて策定した。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

基本的に民間の施設を活用して、選別・圧縮・保管を行う。また、資源回収の効率化、回収品目の拡大に対応できるよう、新たな民間施設の活用も視野に入れながら資源化施設の整備について検討を進める。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

区民や事業者の意見・要望を反映しながら、区の3R施策を効率的かつ円滑に進めていくため、推進体制の整備をしていく。また、地域リサイクル活動の中心として、リサイクル等推進員の活用を図っていく。